

令和2年9月

定例教育委員会

新庄市教育委員会



## 教育長報告（１）

令和２年９月市議会定例会における教育関係一般質問の概要について

- （１） 山科正仁議員から①「教育現場のＩＣＴ化、ＧＩＧＡスクール構想等により児童生徒の教育環境が急変してきている。環境の変化に順応出来る児童生徒と出来ずに取り残されてしまう児童生徒が出てくる懸念があり、学力に格差が発生する可能性も考えられる。教育環境の変化による学力の格差が生じないようにするためにどのような対応を考えているのかを伺う。」という質問に対して

「昨年度、国が示した『ＧＩＧＡスクール構想』によって、学校教育現場のＩＣＴ化はますます加速化している。本市においても『ＧＩＧＡスクール構想』が目指す個別最適化された学びの環境を構築するため、児童生徒１人１台端末整備を早期に実現していくが、整備する端末は各学校における管理備品となるため、学校での保管を原則とし、通常授業での活用を想定している。

しかしながら、学校の臨時休業等の緊急時においては、子ども達の学びを保障するため、児童生徒に端末を貸出し、オンライン学習を行うといった方法が考えられるが、家庭でのインターネットを介した学習活動が困難である児童生徒もいるので、その場合には、例えば、各学校に登校し、学校に整備してある端末を利用してオンライン学習を受けるなど、様々な工夫を重ねながら、教育環境に格差が生じないような手法を検討していきたい。

教員については、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業を受け、市教育研究所の「ＩＣＴ機器調査委員会」において、新庄コアカレッジより講師を招聘し、オンライン授業による家庭での学習継続に向けた研修を実施した。また、各校においても、プログラミング教育や学習効果を高めるＩＣＴ活用等の研修を通して、教員の指導力向上が図られている。教育委員会としても、児童生徒一人一人のＩＣＴ活用能力を十分に育成することができるよう、地域人材の活用や民間企業等との連携を検討しながら、学校における児童生徒の学力格差が生じることのないよう引き続き支援していきたい。」と答弁をした。

②「小中一貫義務教育校をより良い学校とするためには、尚一層の教職員配置の充実が必要ではないか。教職員の働き方改革を含めて、どの

ように考えているのかを伺う。」という質問に対して「教職員の配置の充実については、これまでも国や県に対し配置の拡充や配置要件の緩和等を継続して要望している。本市において、学習面や安全面において個別の配慮を要する児童生徒に対する支援の充実に向けて、今年度は昨年度より1名増員した24名の個別学習指導員等を市独自に任用しており、義務教育学校には4名を配置している。

教職員の働き方改革については、校長会等を通じて、学校業務の見直しや削減を図るよう依頼してきた。義務教育学校においても、会議や打合せの精選・時間短縮、行事や活動の精選等の工夫が図られ、業務の見直しが進んできている。

今後も教職員の多忙化解消に向けた取組を推進する必要性を示し、教職員が一人一人の児童生徒に向き合い、効果的な学習活動を行うことができるように支援していきたい。」と答弁をした。

③「各学校には地域の方々の後援会等の児童生徒の教育環境を支援する組織が存在する。組織の大小により支援規模に格差が生じているケースも見受けられるが、児童生徒の教育環境の整備について考え方を伺う。」という質問に対して「義務教育諸学校の運営経費については、原則として設置者であるその市町村が負担することとされており、各校の運営に必要な経常的な経費は本市で負担している。

また、市校長会からは毎年、学校予算に係る要望書をいただいております。各校の状況を踏まえながら、年次計画の中で教材、設備、備品の更新、修繕等を実施している。加えて、毎年の当初予算編成時には、各学校の予算要望に係るヒアリングを行い、各校の実状に即した予算措置を行うとともに、学校管理運営事業費及び教育振興事業費には、各学校の判断で執行が可能な「学校配当予算」を配置している。さらには、特に電気、水道、ガスなどといった、いわゆるライフラインに関する設備・機器に不具合が生じた場合には、財政課と協議の上、予備費を活用してするなどして、毎日の学校運営に支障がきたすことがないように対応に当たっている。

質問にあったとおり、市内の小中義務教育学校の各PTAや教育後援会等、各地区・地域において児童生徒の教育環境の充実のために多大なるご支援いただいていること、各校の学区の大小や各校に在籍する児童生徒数、各学区内の世帯数等によって、その規模に差異が生じていることも十分認識しているが、それぞれの団体の皆様がその地区・地域の伝統文化や地域特性等を加味しながら、その学区の特性により適切な形で

支援を行っていただいているものと思う。

いずれにしても、各学校における教育環境の整備に係る予算措置は市の責務であるので、各支援団体が各校の特性を加味した支援となるよう、必要不可欠な学校環境、教育環境の更なる充実に努めていく。」と答弁をした。

- (2) 小野周一議員から「教育委員会は、議会に対し、跡地利用については、基本的に解体の方向を示している。一方で、北辰学区学校づくり協議会より跡地利用についての要望書が提出されていると聞いている。教育委員会での検討結果をお聞きしたい。」という質問に対して

「北辰小学校跡地利用に関しては、ご指摘のとおり、令和元年11月に「北辰学区学校づくり協議会」より跡地利用についての要望書が提出されている。要望内容として、1点目は、北辰学区民の避難所を確保すること。避難所として機能するために体育館、校舎の一部を残し多目的トイレの設置を願う。また、体育館は、投票所や社会体育施設として機能するように残してほしい。2点目は、けやきの木を残すこと。そして3点目は、施設整備に係る市の管理体制を構築すること。の3点について要望をいただいているが、この要望内容に出来る限り応えることが出来るよう前向きな検討を進めているところである。」と答弁した。

- (3) 小嶋富弥議員からの「安倍総理の新型コロナウイルス感染対策により、3月2日より学校は臨時休校、市においては6月1日以降一斉登校の通学となり、短い夏休みも終え2学期が始まった。過去に経験のない緊急事態における今日までの当市での学校教育の取り組み、課題そして、それらの指導方法はどのように図られてきたのか。また、今後の小中学校生の学習熟度、思い出づくり等の学校運営方針等と、又指導についてもお聞きしたい。」という質問に対して

「教室では児童生徒の間隔を1m以上あけて座席を取ったり、空いている教室を活用し2つのグループに分けて活動をしたりして密を回避している。学校生活では、体育の接触する運動、音楽の合唱、給食の食べ方など、制限をしながら教育活動を行っている。ほかに、大きな学校では休み時間をずらしているところもある。また、児童生徒の健康状況を把握することや、教職員による消毒は、毎日欠かさず行っている。課題は、感染防止対策を講じながら一人一人の学びを充実させること、児童・生徒・教職員の健康保持、学校関係者に感染者が出た場合の対応等が挙げられる。今

後も対策をとりながら交流活動を仕組んだり、学習課題を工夫して自ら調べ学習を進めたりしていくとともに、ICTの有効な活用等について検討していく。また児童・生徒の安全安心のために心のケアや負担を軽減するなど配慮をしていきたい。

学習進度の遅れについては、現時点では授業時数を確保することができているので、3月までの見通しをもちながら学習していく予定である。

思い出づくりについては、行事が、集団と関わり体験的な活動を通して成長する大切な教育活動ととらえている。9月上旬から開催している中学校の運動会では、実行委員会を中心に、生徒が中心となって内容を考えるなど、制約がある中だが、充実した行事を一緒につくりあげている。また、修学旅行については、児童・生徒が仲間と学ぶ大切な機会ととらえ、中止ではなく、行き先の状況を踏まえて場所を変更したり延期をしたりして、実施していく。」と答弁をした。

- (4) 高橋富美子議員から①「新庄市子ども読書活動推進計画の進捗状況と学校図書館と市立図書館の連携、図書館司書の配置、図書館ボランティア等の民間活力の導入、『読書バリアフリー法』に基づく本市の施策推進はどうなっているか。」という質問に対して

「新庄市子ども読書活動推進計画は、平成26年度から7年間の計画になっており、今年度が最終年度となる。推進計画の改訂については、昨年度より協議を開始しており、今年度は3回の委員会を開催し、来年3月の策定に向けて作業を進めている。現在の進捗状況としては、第1部の総論、第2部の各論における各機関の目標が概ね決定している段階である。

今後は9月と11月の委員会において、各機関における取組内容を検討していく予定である。

次に、学校図書館と市立図書館の連携についてだが、学校では、各教科や総合的な学習の時間等で図書を活用する際、教員や学校司書、協働活動支援員が、図書オンラインシステムで市立図書館の蔵書を確認したり、市立図書館職員に相談したりしている。市立図書館との連携により、授業における十分な図書冊数の確保や学習内容に即した効果的な選書につながっている。また、移動図書館車「かやの木号」が小中学校等を巡回しており、学校の実態や要望に合わせて図書の貸し出しが行われている。今後は、学校図書館の学習・情報センターとしての機能拡充に向けた連携の在り方について検討し、児童生徒の情報活用能力の育成につ

なげていく必要があると考えている。

次に、学校司書の配置、図書館ボランティア等の民間活力の導入についてだが、現在、市内11校には、2名の学校司書と9名の協働活動支援員を配置しており、情報共有しながら図書館運営を進めることができるように、年2回の学校図書館研修会と定期的な自主合同作業を実施している。

学校司書の増員については、多面的な角度から考えていく必要があり、課題をさらに整理しながら、学校図書館の充実につながるよう検討していく。

ボランティア等については、これまでも読み聞かせ等で協力いただいているが、学校図書館の環境整備や図書の整理・修復等、様々な活動支援が考えられるので、今後も学校の実態に応じて効果的な連携が進められるように支援していきたい。

最後に、『読書バリアフリー法』に基づく本市の施策推進について答えたい。視覚障害をはじめとした障がい等によって、読書が困難な方々の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進していくため、『視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律』が令和元年6月に施行され、本年7月に『視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画』が策定された。法では、『地方公共団体においても同様に計画を定めるよう努めなければならない』とされているが、現段階において国の計画が示されたばかりであり、本市においては計画の策定について検討している状況である。ただ、計画の有無に関わらず『障がい者にやさしいまちづくり』の視点からも、障がい者の方々などへの良好な読書環境を提供していくことは必然的なものであり、障がい者の方々にも利用しやすい読書環境の整備を図っていきたい。」と答弁をした。

また②「長期にわたるコロナ禍の中で、子どもたちは大きなストレスを抱えていると言われている。本市においての状況はいかがか。(中略) 富永教授はストレスのメカニズムを学ぶ大切さを指摘している。小中学校の9年間に保健体育でストレスを学ぶ授業は2時間しかないので、是非スクールカウンセラーと教師の連携でストレスを学ぶ授業の増加をすべきだと考えるが、市の対応について伺う。」という質問に対して

「臨時休業中の家庭でのストレスが一部報告されており、『早く学校にいきたい』『外に出たい』『学習や部活への不安がある』などの声があった。学校再開後においても、密を回避するためグループでの活動が出来ないなど、活動の制限があったので、児童生徒にとって、大きなスト

レスがあったものと認識している。そのために、教職員はあらゆる方法で一人一人の状況を把握し、寄り添った指導を心がけ、心配な事案があれば、ケアに努めている。

スクールカウンセラーは、限られた日数になるが、各中学校と萩野学園に配置している。スクールカウンセラーと教師の連携については、「ストレスマネジメント教室」などを、複数の学校において行っている。具体的には、ストレスの意味、ストレス反応、対処の仕方など専門的な視点で学ぶことができる内容だ。小学校においても、心の持ち方について、正しい知識を学ぶ機会は大切なので、養護教諭と担任が連携するなど、学校の実情に応じ、発達段階を踏まえながら、いろいろな機会を利用して指導していきたい。」と答弁をした。

- (5) 叶内恵子議員からの「食育基本法は、食育を知育・徳育・体育の基礎となるべきものと定義している。学校における食育の推進によって、児童・生徒の知力・徳育・体育についてどのような成果を上げているのかを確認する。」という質問に対して

「平成17年に食育基本法が制定され、学校において積極的に食育に取り組んでいくことが重要と定められた。学校では、児童及び生徒に「食に関する知識」「食を選択する力」「望ましい食習慣」を家庭や地域と連携しながら身に付けさせ、健全な食生活を実践できるよう育むことを目的に食育を進めている。各校では食に関する指導の全体計画を作成し、学校教育活動全体で指導を行っている。

食育指導では、食事の重要性や食事の喜びの理解を図るほか、食生活のマナー等も指導している。行事食や地域の伝統食を献立に取り入れ、地元の食材を使用することで、メニューや食材への理解を図り、調理する方や生産者への感謝の心を育てている。バイキング給食等の実施により、成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事の採り方について自分で管理していく能力を育てるようにしている。また、各家庭には献立のお知らせ等で、朝食摂取の重要性や正しい箸の使い方といった食の作法等、食育の大切さを伝え、家庭との連携を図っている。

食育の成果については、単に数値のみで判断することは難しいものと考えているが、学校における食育の生きた教材となる学校給食の充実を図り、より一層の地産地消を進め、知・徳・体の調和ある人格の形成を目指す教育の基盤としての、食育の推進に努めていきたい。」と答弁をした。

(6) 佐藤悦子議員から①「新型コロナウイルス感染症拡大を抑えるために学校において、3密を防ぐためには、1学級の定数は20人以下とすべきではないか。」という質問に対して

「教室における密の回避については、文部科学省で示している『学校の新しい生活様式』にある地域の感染レベル1の行動基準に従い、1クラス20人または40人の例を参考にして、児童生徒の座席配置を1メートル以上を目安として間隔をとっている。活動によっては、広い場所を使ったり分散して学習をしたりしている。

1学級当たりの上限児童生徒数については、1学級33人以下などの施策である教育山形「さんさんプラン」の方針に従っている。少人数学級編成については、教員の配置定数にかかわってくるものであるため、市町村教育委員会や校長会から、国や県に対して、教員を増やす内容の要望をしている。」と答弁をした。

また、②「新型コロナウイルス感染拡大の中で、市民の生活を守るために、新型コロナウイルス関連で収入が減ったりした子育て世帯に就学援助の拡充が必要ではないか。また、小5から制服を購入する学校の保護者の負担軽減のために、必要な学校の児童には、制服代として拡充すべきではないか。」という質問に対して

「当市において、就学援助事業は、学校教育法第19条の規定及び、関係法令に基づき、新庄市就学援助事業実施要綱を定め、経済的な理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費等の必要な費用の援助を与えることで、義務教育の円滑な実施に資することを目的とし、就学援助を実施している。

新型コロナウイルス感染症の流行拡大による影響のみならず、離婚や失職等により、経済的な困窮が見られる世帯については、年度途中においても、申請をいただき、審査・認定を行ったうえで、援助を行っている。援助内容については、平成17年度より、国庫事業から市の単独事業に移行するにあたり、最上地域の市町村間で格差を生じさせず、同じような援助が受けられるよう最上地域の市町村が協議し、合意した上で可能な限り統一化を図った内容にしている。小、中学校1年時、義務教育学校1年、7年時において、通学服等の経費も含めた新入学学用品費を支給して援助を行っており、小学5年時の制服購入に対する援助について検討する場合においては、近隣地域との平等性や均衡、また、支援の対象が制服のある学校の保護者に限定となる公平性の整理等が必要となることから、現時点において援助の拡充を行う予定はない。これま

で同様、児童生徒の様子や家庭環境の変化等を注視しながら、援助を受けるべき世帯の状況把握および制度周知を行い、経済的に困窮した世帯の支援を引続き行ってまいりたい。」と答弁をした。

③「学校休校の場合、やむなくオンラインで先生と児童生徒の交流や授業をせざるを得ないが、自宅にその環境がない場合、自治体として対応すべきと思うがどうか。その費用はどのぐらいとみているか。また市として、この負担について、国に全額負担を求めるべきだと思うがどうか。」という質問に対して

「次に、学校休業時のオンラインを活用した学習・授業に関しては、議員もご存じのとおり、国では令和元年度及び令和2年度補正予算において、「1人1台端末」の早期実現や家庭でも繋がる通信環境の整備など、「GIGAスクール構想」におけるハード・ソフト・人材を一体とした整備を加速することで、災害や感染症の発生等による学校の臨時休校等の緊急時においても、ICTにより全ての子ども達の学びを保証できる環境を実現することとしている。

これを受けて、本市でも今年度6月補正予算にて「GIGAスクール構想」の実現に向け、ハード整備に関する予算を計上させていただいたとともに、この度の9月補正予算においても、学校現場での急速な学校ICT化による教職員の負担軽減を図るため、人的支援を目的とした「GIGAスクール構想」関連予算を計上させていただいている。これらの予算を効果的に活用し、「GIGAスクール構想」が目指す児童生徒1人1台端末整備により、児童生徒1人1人に個別最適化された学びの環境を早期に実現していきたい。

ご質問の「すべての児童生徒が自宅でのオンライン学習が可能となるように市での環境整備の対応」についてだが、本市における家庭でのインターネットを介した学習活動が困難な児童生徒数の調査をしたところ、6月末時点で8.7%程度の児童生徒が自宅でのオンライン学習が難しいとする結果となっており、これら児童生徒の家庭にインターネット環境を新たに構築した場合、月額で約50～60万円程度になると想定している。学校の臨時休業等の緊急時における子ども達の学びの保障の重要性は、本市においても十分認識しているので、例えば、学校休校の際に家庭でのオンライン学習が難しい児童生徒は各学校に登校し、学校で整備してある端末を利用してオンライン学習を受けるなど、様々な工夫を凝らしながら、より効果的な手法を検討していきたい。

また、学校のICT環境に係る運営経費は、地方交付税の基準財政需

要額に算定されているが、今後、ますます加速化する学校 I C T 化を見据えた場合、全国のすべての子ども達が等しく教育を受ける権利を有していることを踏まえれば、必要となる財源確保の重要性も益々高まっていくものと認識しているので、様々な機会を通じて、国や関係機関への働きかけを行っていきたい。」と答弁をした。

議案第 3 2 号

新庄市情報公開制度検討委員会設置要綱について

新庄市情報公開制度検討委員会設置要綱を次のとおり制定する。

新 庄 市 訓 令 第 号  
新 庄 市 議 会 訓 令 第 号  
新 庄 市 教 育 委 員 会 訓 令 第 号  
新 庄 市 選 挙 管 理 委 員 会 訓 令 第 号  
新 庄 市 監 査 委 員 訓 令 第 号  
新 庄 市 農 業 委 員 会 訓 令 第 号

庁 中  
出 先 機 関

新庄市情報公開制度検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和 2 年 月 日

新 庄 市 長	山 尾 順 紀
新 庄 市 議 会 議 長	下 山 准 一
新 庄 市 教 育 委 員 会 教 育 長	高 野 博
新 庄 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	武 田 清 治
新 庄 市 代 表 監 査 委 員	大 場 隆 司
新 庄 市 農 業 委 員 会 会 長	浅 沼 玲 子

新庄市情報公開制度検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 本市の情報公開制度の見直しに関し必要な事項を調査検討するため、新庄市情報公開制度検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討委員会は、次に掲げる事項について調査検討する。

- (1) 本市の情報公開制度のあり方に関すること。
- (2) 新庄市情報公開条例（昭和 5 8 年条例第 1 8 号）の調整に関すること。

(3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長及び委員をもって組織し、別表に掲げる者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第4条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、特に必要があると認めるときは会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 検討委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年9月28日から施行する。

別表

委員長	副市長
委員	総務課長 総合政策課長 上下水道課長 議会事務局長 教育次長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長 農業委員会事務局長

提案の理由

本市の情報公開制度の見直しに関し必要な事項を調査検討する新庄市情報公開制度検討委員会の設置について、市、議会、教育委員会、選挙管理委員会、

監査委員、農業委員会の合同訓令とし制定するため、提案するものである。

議案第33号

令和2年度9月補正予算に係る臨時代理の承認について

令和2年度9月新庄市一般会計（教育費）補正予算の要求について、次のとおり提案した。

歳入

(単位：千円)

款項目		補正前の額	補正要求額	計	補正要求額の内訳	
15- 2- 7	教育費国庫補助金	186,698	3,300	189,998	公立学校情報機器整備費補助金	3,300
16- 2- 1	総務費県補助金	221	156	377	山形県市町村総合交付金（県費負担教職員手当）	20
					山形県市町村総合交付金（県指定史跡等事務費）	11
					山形県市町村総合交付金（山形ふるさと塾形成事業）	125
16- 2- 7	教育費県補助金	15,153	8	15,161	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費補助金	8
計		202,072	3,464	205,536		
補正要求のなかった款項目に係る額		2,659,822		2,659,822		
計		2,861,894	3,464	2,865,358		

歳出

(単位：千円)

款項目		補正前の額	補正要求額	計	補正要求額の内訳			
					国県支出金	地方債	その他	一般財源
10- 1- 2	事務局費	212,716	▲ 982	211,734	20			▲ 1,002
10- 1- 3	教育指導費	92,155	1,575	93,730	8			1,567
10- 1- 6	新型コロナウイルス対策費	4,351	5,686	10,037				5,686
10- 2- 1	学校管理費（小学校）	132,325	4,492	136,817				4,492
10- 2- 3	学校保健費（小学校）	100,955	31	100,986				31
10- 3- 1	学校管理費（中学校）	76,151	1,725	77,876				1,725
10- 3- 2	教育振興費（中学校）	110,423	18,725	129,148	3,300			15,425
10- 4- 1	学校管理費（義務教育学校）	81,514	559	82,073				559

## 歳出

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正要求額	計	補正要求額の内訳			
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
10- 4- 3 学校保健費 (義務教育学校)	5,986	2,061	8,047				2,061
10- 5- 1 社会教育総務費	57,292	8,237	65,529				8,237
10- 5- 3 公民館費	12,231	8,332	20,563				8,332
10- 5- 4 図書館費	46,294	348	46,642				348
10- 5- 6 文化財保護費	25,271	▲ 547	24,724	11			▲ 558
10- 5- 7 重文旧矢作家住宅管理費	6,288	117	6,405				117
10- 5- 8 ふるさと歴史センター費	44,541	1,759	46,300	125			1,634
10- 5- 9 雪の里情報館	20,304	228	20,532				228
10- 5-11 社会体育費	58,129	▲ 3,705	54,424				▲ 3,705
10- 5-12 体育施設費	122,248	1,110	123,358				1,110
10- 5-13 山屋セミナーハウス費	11,570	▲ 1,820	9,750				▲ 1,820
計	1,220,744	47,931	1,268,675	3,464	0	0	44,467
補正要求のなかった款項目に係る額	3,272,818		3,272,818				
計	4,493,562	47,931	4,541,493				

令和2年度9月補正予算 教育総務課要求内容

歳入

(単位：千円)

款項目		補正 要求額	内 訳	
15- 2- 7	教育費国庫補助金	3,300	公立学校情報機器整備費補助金	3,300,000円
	計	3,300		3,300

歳出

(単位：千円)

款項目		補正 要求額	内 訳	
10- 1- 2	事務局費	▲ 982	職員給与費	▲ 1,035,000円
			消耗品費	▲ 1,035
			各校配備軽トラスタッドレスタイヤ購入費	52,800円
10- 1- 6	新型コロナウイルス対策費	5,686	報酬	2,301
			スクールバス増便運行運転手報酬	2,300,400円
			消耗品費	254
			スクールバス用消毒液・アルコールジェル	253,110円
			使用料及び賃借料	3,131
			通学用マイクロバス借上料	3,130,050円
10- 2- 1	学校管理費 (小学校)	4,492	報酬	▲ 54
			会計年度任用職員報酬	▲ 54,000円
			修繕費	4,546
			融雪用ボイラー部品交換修繕	550,000円
			新庄小学校給水ポンプユニット及び配管更新修繕	2,200,000円
			各校緊急修繕等	1,795,050円
10- 3- 1	学校管理費 (中学校)	1,725	職員給与費	▲ 598,000円
			修繕費	▲ 598
			新庄中学校技術室FF暖房機交換修繕	412,500円
			八向中学校体育館床鋼製下地修繕	561,000円
			各校緊急修繕等	1,349,060円
10- 3- 2	教育振興費 (中学校)	18,725	委託料	18,725
			GIGAスクールサポーター配置業務委託料	18,724,750円
10- 4- 1	学校管理費 (義務教育学校)	559	職員給与費	357,000円
			修繕料	202
			萩野学園蓄熱暖房機プログラム修繕	143,000円
			緊急修繕等	58,025円
	計	30,205		

令和2年度9月補正予算 学校教育課要求内容

歳入

(単位：千円)

款項目		補正 要求額	内 訳		
16- 2- 1	総務費県補助 金	20	山形県市町村総合交付金（県費負担教 職員手当）	20,000円	20
16- 2- 7	教育費県補助 金	8	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事 業費補助金	8,000円	8
計		28			

歳出

(単位：千円)

款項目		補正 要求額	内 訳		
10- 1- 3	教育指導費	1,575	報酬 会計年度任用職員報酬(学校教育指 導)	58,000円	1,086
			会計年度任用職員報酬(児童生徒個 別支援)	1,028,000円	
			消耗品費 山形新聞	150,000円	150
			図書購入費 小学校教科書及び指導書等	338,800円	339
10- 2- 3	学校保健費 (小学校)	31	報酬 会計年度任用職員報酬	31,000円	31
10- 4- 3	学校保健費 (義務教育学校)	2,061	報酬 会計年度任用職員報酬	1,861,000円	1,861
			修繕料 緊急修繕	200,000円	200
計		3,667			

令和2年度9月補正予算 社会教育課要求内容

歳入

(単位：千円)

款項目		補正 要求額	内 訳	
16- 2- 1	総務費県補助 金	136	山形縣市町村総合交付金（県指定史跡 等事務費）	11,000円 11
			山形縣市町村総合交付金（山形ふるさ と塾形成事業）	125,000円 125
計		136		

歳出

(単位：千円)

款項目		補正 要求額	内 訳	
10- 5- 1	社会教育費	8,237	職員給与費	3,585,000円 3,585
			報酬	▲ 1,509
			地域おこし協力隊員報酬	▲ 1,509,793円
			謝金	▲ 60
			音楽制作者謝金	▲ 60,000円
			費用弁償	▲ 31
			市町村アカデミー研修旅費	▲ 31,000円
			消耗品費	200
			電子体温計・アルコール消毒液他	271,287円
			地域おこし協力隊員活動用事務用品等	▲ 72,000円
			燃料費	▲ 109
			地域おこし協力隊員活動用ガソリン代	▲ 109,000円
使用料及び賃借料	▲ 250			
地域おこし協力隊員活動用借上料等	▲ 250,760円			
備品購入費	6,422			
体表面計測サーマルカメラ	6,036,800円			
カラーレーザープリンタ	77,000円			
ポータブル電源	307,560円			
負担金補助及び交付金	▲ 11			
市町村アカデミー研修負担金	▲ 11,000円			
10- 5- 3	公民館費	8,332	報酬	▲ 13
			会計年度任用職員報酬	▲ 13,000円
			工事請負費	7,986
			萩野地区公民館空調・換気設備設置 工事	7,986,000円
			原材料費	39
			角沢ふれあい交流広場砂利搬入	38,500円
備品購入費	78			
カラープリンター	52,800円			
ファンヒーター	25,000円			
負担金補助及び交付金	242			
萩野地区公民館改修工事負担金	241,230円			

歳出

(単位：千円)

款項目		補正 要求額	内 訳		
10- 5- 4	図書館費	348	修繕料 図書館防犯モニター修繕	53,900円	54
			委託料 飛沫防止パネル製作業務委託料	293,535円	294
10- 5- 6	文化財保護費	▲ 547	報酬 会計年度任用職員報酬(文化財保護 管理事業)	▲ 616,000円	▲ 663
			報酬 会計年度任用職員報酬(新庄亀綾織 保存活用事業)	▲ 47,000円	
			委託料 角沢街道丸仏桜剪定業務委託料	115,500円	116
10- 5- 7	重文旧矢作家 住宅管理費	117	報酬 会計年度任用職員報酬	17,000円	17
			修繕料 緊急修繕	100,000円	100
10- 5- 8	ふるさと歴史 センター	1,759	職員給与費	14,000円	14
			報酬 会計年度任用職員報酬	114,000円	114
			修繕料 非常灯交換修繕費	1,276,000円	1,276
			委託料 飛沫防止パネル製作業務委託料	104,500円	105
			負担金補助及び交付金 伝統芸能育成事業・ふるさと塾実行 委員会負担金	250,000円	250
10- 5- 9	雪の里情報館 費	228	委託料 飛沫防止パネル製作業務委託料	227,458円	228

歳出

(単位：千円)

款項目		補正 要求額	内 訳		
10- 5-11	社会体育費	▲ 3,705	職員給与費	43,000円	43
			報酬		▲ 2,028
			会計年度任用職員報酬(スポーツ指導員)	▲ 84,000円	
			会計年度任用職員報酬(地域おこし協力隊)	▲ 1,944,000円	
			社会保険料		▲ 313
			地域おこし協力隊採用中止	▲ 313,000円	
			謝金		▲ 90
			地域おこし協力隊採用中止	▲ 90,000円	
			費用弁償		▲ 383
			地域おこし協力隊採用中止	▲ 383,000円	
			消耗品費		▲ 60
			地域おこし協力隊採用中止	▲ 60,000円	
			燃料費		▲ 55
			地域おこし協力隊採用中止	▲ 55,000円	
印刷製本費		▲ 160			
地域おこし協力隊採用中止	▲ 160,000円				
通信運搬費		▲ 9			
地域おこし協力隊採用中止	▲ 9,000円				
使用料及び賃借料		▲ 564			
地域おこし協力隊採用中止	▲ 564,000円				
備品購入費		▲ 75			
地域おこし協力隊採用中止	▲ 75,000円				
負担金補助及び交付金		▲ 11			
地域おこし協力隊採用中止	▲ 11,000円				
10- 5-12	体育施設費	1,110	修繕料		1,110
			市民球場内スピーカー受架台修繕	609,400円	
			緊急修繕	500,000円	
10- 5-13	山屋セミナー ハウス費	▲ 1,820	報酬		▲ 1,828
			会計年度任用職員報酬	▲ 1,828,000円	
			費用弁償		8
			職員市内出張	7,992円	
計		14,059			